

北海道の最低賃金が 1131 円になります

現行で 1075 円となっている北海道の最低賃金額が令和 8 年 10 月 1 日 (予定) より 56 円引き上げられ、1131 円に改定されます。今年も昨年に引き続き大幅な引上げとなっております。最低賃金は時給額で決められていますが、給与を時給で支給する場合だけではなく、日給や月給で支給する場合にも時間額に換算して、確認する必要があります。ご不明な点等ありましたら、お問い合わせください。

○ 月給者参考：フルタイム労働者 (月所定労働時間 173 時間の場合)

1,131 円 (改定後最低賃金) × 173 時間 = 195,663 円 以上の月給額の支払が必要となります。

※月所定労働時間数は、原則として「(365 日 - 年間休日数) × 1 日の所定労働時間 ÷ 12 か月」で算出します。基本給だけでなく、最低賃金の計算対象となる手当等を含めて確認する必要があります。

賃金不払いによる監督指導 22605 件 監督指導で約 96%が解決

厚生労働省は、2025 年 (令和 7 年) に全国の労働基準監督署が取り扱った「賃金不払事案」の監督指導結果を公表しました。賃金不払いが疑われる事案は 22,605 件、対象となった労働者は 17 万 3,016 人、金額は 128 億 5,782 万円に上りました。前年と比べ、件数は 251 件増加した一方、対象労働者は 1 万 2,181 人、金額は 43 億 5,331 万円減少しています。このうち、2025 年中に労働基準監督署の指導によって賃金が支払われ、解決したものは 21,731 件 (96.1%)、対象労働者は 16 万 7,828 人 (97.0%)、金額は 109 億 9,703 万円 (85.5%) でした。

賃金不払いは、単なる計算ミスだけでなく、時間外労働や休日労働の割増賃金、固定残業代などの適正な取扱いが原因となるケースもあります。今回の結果からも、日頃から労働時間の把握や賃金計算の方法を確認し、不払いが生じないよう適切な労務管理を行うことが重要と言えます。

帯広の有効求人倍率 0.85 倍 13 カ月連続で前年を下回る

帯広公共職業安定所がまとめた令和 8 年 6 月の管内雇用情勢によりますと、有効求人倍率は 0.85 倍となり、前年同月の 0.91 倍を 0.06 ポイント下回りました。前年同月を下回るのは 13 カ月連続となっております。一方、新規求人数は 1,780 人で、前年同月比 5.7% 増となりました。業種別では、建設業が 24.4% 増、運輸業・郵便業が 98.0% 増、製造業が 34.3% 増となるなど、人手を求める動きが強まった業種もみられます。その一方、卸売業・小売業、金融業・保険業、宿泊業・飲食サービス業では前年を下回りました。新規求職者数は 911 人で前年同月とほぼ同水準でしたが、就職件数は 234 件と 7.3% 増加しています。

十勝管内では求人倍率が低下傾向にあるものの、業種によって採用環境には違いがみられます。人手不足が続く業種では、採用活動だけでなく、賃金や労働条件の見直し、職場環境の改善など、求職者にも選ばれるための取組がより重要になりそうです。



- 福原山荘（鹿追町） -

◆ ご存知ですか？ ◆

【 カスタマーハラスメント（カスハラ） 】

カスタマーハラスメント（カスハラ）とは、顧客や取引先などから従業員に対して行われる、社会通念上許容されない言動や不当な要求をいいます。暴言や威圧的な態度、執拗な要求、長時間の拘束、人格を否定する発言などが典型的な例です。カスハラは従業員の心身に大きな負担を与え、メンタル不調や離職につながるだけでなく、企業の人材確保や業務運営にも影響を及ぼします。今年 10 月からは、企業に対してカスハラ防止のための雇用管理上の措置が義務付けられます。企業には、方針の明確化や相談体制の整備、従業員への周知・啓発など、具体的な対応が求められるため、自社の対応を確認しておくことが重要です。

事 務 所 よ り

今夏の十勝は、本州方面のような酷暑にはならず、暑い日もあったものの、比較的過ごしやすい夏となりました。ここ数年は、北海道らしくないお盆明けの厳しい残暑が続く年もありましたが、今年はそれほど強い暑さを感じることもなく、「お盆を過ぎると急に涼しくなる」という、以前の北海道らしい夏が戻ってきたような印象です。夏の終わりとともに秋風を感じる季節となり、十勝ではこれから収穫祭や産業まつりなど、秋ならではのイベントも増えてきます。ドライブにも絶好の季節ですので、冬の訪れまでの過ごしやすいこの時期を、存分に楽しみたいものです。

マイナビの「シニアのアルバイトに関するライフエンゲージメント調査」では、60～70 代のシニアの中に「働かなくてもいい状況であっても働きたい」と考える人が多く、働く目的も収入だけではなく、健康維持や生活リズム、社会とのつながりなど多岐にわたることが明らかになりました。一方で、半数以上が仕事探しの際に「年齢の壁」を感じているという結果も注目されます。今後、人手不足がさらに深刻になる中では、高年齢者を貴重な人材として捉え、その経験や能力を活かせる仕事をいかに作っていくかが重要になります。年齢だけで仕事の範囲を決めるのではなく、本人の体力や希望、これまでの経験に応じて柔軟に役割を考えることが、企業にとっても大きな力となると考えられます。十勝でも人材確保が課題となる中、地域で長く働いてきたシニア世代の活躍は、これからますます重要になっていくと思われます。

ホームページ内の情報提供について

弊社ホームページ内の「人事労務ライブラリ」では、法改正のポイントや各種制度の手引き、助成金情報、人事労務に関する統計調査などを掲載しております。実務に役立つ情報を中心に、内容は随時更新しておりますので、お時間のある際にぜひご覧ください。また、顧問先様専用ページとして「労務管理ワンポイント」「就業規則の規定例」もご用意しております。日々の労務管理や社内規程の見直しの際に、ご参考にしていただければ幸いです。なお、顧問先様向けメールマガジンにて最新情報及び顧問先様専用ページのご案内をしております。メールマガジン未登録の場合は、お気軽に弊社までご連絡ください。



算定基礎届の提出により報酬月額に変更のある方は社会保険料額が 9 月分から改定となり、10 月支給分の給与から控除する社会保険料額が変更になります。弊社で手続を行った事業所様には、控除額一覧表をお渡しいたしますので新たな控除金額、控除時期等をご参照の上、お間違いのないように控除していただきますようお願いいたします。

